

○鎌倉市市民のくらしをまもる条例施行規則

平成17年 8 月31日規則第21号

改正

平成24年 3 月29日規則第36号

令和 3 年 3 月26日規則第37号

鎌倉市消費生活条例施行規則をここに公布する。

鎌倉市市民のくらしをまもる条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鎌倉市市民のくらしをまもる条例（昭和50年 6 月条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(消費者安全確保地域協議会)

第 1 条の 2 条例第15条に規定する鎌倉市消費者安全確保地域協議会（次項において「協議会」という。）は、市及び次に掲げる機関をもって組織する。

- (1) 警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）別表に規定する神奈川県鎌倉警察署及び神奈川県大船警察署
- (2) 神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）第 9 条第 2 項に規定する神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所
- (3) 神奈川県行政機関設置条例第10条第 2 項に規定する神奈川県鎌倉保健福祉事務所
- (4) 市内に存する次に掲げる機関
 - ア 民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条第 1 項に規定する民生委員協議会
 - イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会
 - ウ 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の46第 1 項に規定する地域包括支援センター
 - エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センター

2 前項並びに消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の 4 及び第11の 5 に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(調停の付託の基準)

第 2 条 市長は、条例第16条第 1 項に規定する紛争（以下「紛争」という。）のうち、次に掲げる要件を満たすものを鎌倉市消費生活紛争調停委員会（以下「紛争調停委員会」という。）の調停に付するものとする。

(1) 当該紛争について当事者から訴訟の提起がされていないこと。

(2) 消費者が事業者との交渉を継続する意思を有すること。

(調停の付託の通知)

第3条 条例第16条第2項の規定による通知は、調停付託通知書（第1号様式）により行うものとする。

(調停の日時等の通知)

第4条 紛争調停委員会は、条例第16条第1項の規定により付託された調停を行うときは、調停実施通知書（第2号様式）により当該紛争の当事者（以下「当事者」という。）に通知するものとする。

(調停案受諾の勧告等)

第5条 条例第16条第5項の規定による調停案の受諾の勧告は、調停案受諾勧告書（第3号様式）により行うものとする。

2 調停案受諾勧告書の送付を受けた者は、当該調停案を受諾するかどうかについて、調停案受諾勧告回答書（第4号様式）により指定された日までに回答しなければならない。

(調停の結果の報告)

第6条 紛争調停委員会は、付託された調停を終了したときは、速やかにその経過及び結果を市長に報告するものとする。

(消費生活委員会及び紛争調停委員会の委員長等)

第7条 鎌倉市消費生活委員会（以下「消費生活委員会」という。）及び紛争調停委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、消費生活委員会又は紛争調停委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(消費生活委員会及び紛争調停委員会の会議)

第8条 消費生活委員会及び紛争調停委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 紛争調停委員会の委員長が認めるときは、消費生活委員会の委員が調停に出席し、意見を述べることができる。

(紛争調停委員会委員の除斥)

第9条 紛争調停委員会委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、調停を行うことができない。

- (1) 紛争調停委員会委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、当事者又は当事者である法人の代表者であり、又はあったとき。
- (2) 紛争調停委員会委員が当事者の4親等内の血族、3親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあったとき。
- (3) 紛争調停委員会委員が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- (4) 紛争調停委員会委員が当事者の代理人であり、又はあったとき。

(意見陳述の機会の付与)

第10条 条例第23条の規定により意見を述べる機会を与えられた者が意見を述べるときは、市長が口頭であることを認めた場合を除き、意見を記載した書面を提出して行うものとする。

2 意見陳述をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(意見陳述の機会の付与の通知等)

第11条 条例第23条の規定による通知は、意見陳述の機会付与通知書(第5号様式)により行うものとする。

2 意見陳述を口頭であることを認められた者は、代理人を選任することができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

(口頭による意見陳述の聴取)

第12条 市長は、意見陳述が口頭によりなされたときは、次に掲げる事項を記載した調書(以下「意見陳述調書」という。)を作成するものとする。

- (1) 意見陳述の件名
- (2) 意見陳述の日時及び場所
- (3) 意見陳述をした当事者又はその代理人の氏名及び住所
- (4) 当事者又はその代理人の意見陳述の要旨
- (5) 証拠書類等が提出されたときは、その項目
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 市長は、当事者又はその代理人に対し、意見陳述調書の内容が相違ないことを確認し、意見陳述調書に署名押印するよう求めるものとする。この場合において、署名押印を拒否する者があつ

たときは、市長は、その理由を意見陳述調書に記載しなければならない。

（くらし見守りネットワーク）

第13条 条例第17条第1項に規定するくらし見守りネットワーク（以下「くらし見守りネットワーク」という。）は、次に掲げる活動を実施する。

（1） 条例第17条第1項に規定する見守り対象者を発見するための活動

（2） 市が実施する消費者被害の防止又は救済のための施策に協力し、当該施策を周知する活動

2 前項に定めるもののほか、くらし見守りネットワークの運用に関し必要な事項は、別に定める。

（庁内包括的支援検討会）

第14条 条例第18条第1項に規定する鎌倉市庁内包括的支援検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

付 則（平成24年3月29日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月26日規則第37号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。